（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第十七条第一項（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による療養介護計画等の作成	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第十八条第一項の規定による施設障害福祉サービス計画の作成	（略）
（略）	（略）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第二十一条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による入所支援計画の作成	第二十七条第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による児童発達支援計画等の作成
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	第二十条第一項の規定による地域移行支援計画の作成	第十五条第一項第一号の規定によるサービス等利用計画の作成
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	第十五条第一項第一号の規定による障害児支援利用計画の作成	第十五条第一項第一号の規定による障害児支援利用計画の作成
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	第五十九条の二の四の規定による書面の交付	第二十六条第二項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四並びに第四十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による居宅介護計画等の交付
（略）	（略）	（略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準		